

新宮市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宮市が発行する広報新宮(以下「広報」という。)及び新宮市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 広報及びホームページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反し又は抵触するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (7) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告にあたるもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (9) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 市税を滞納している者(法人の場合はその代表者を含む。)の広告
- (11) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の大きさ及び掲載位置)

第3条 広告の大きさ及び掲載位置については、次のとおりとする。

- (1) 広報誌への広告の大きさは、1広告当たり縦45ミリメートル、横85ミリメートルとし、1ページに隣り合う2件を1広告とする場合は、縦45ミリメートル、横174ミリメートルとする。
又ホームページへのバナー広告の大きさは、新宮市ホームページ広告取扱い基準第2条第2項に定める規格とする。
- (2) 広告を掲載する頁位置及び枠取り等は、市が決定するものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料金は、広報については1月(号)1件15,750円、ホームページについては1月間1件10,500円とする。ただし、広報及びホームページの掲載期間がそれぞれ3ヶ月以上の場合、又は同一月の広報及びホームページをセットで掲載する場合、若しくは広報の1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合は、別表第1に定める掲載料金を適用する。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 市長は、広報及びホームページ等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広報及びホームページに広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、新宮市有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2ヶ月前の20日までに市長に申し込まなければならない。

2 広告の申込みは、1ヶ月につき1件とする。なお、同一広告原稿により、最長12ヶ月を限度として申し込むことができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する新宮市広告審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載可否の決定は、申込みが多数の場合は、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載原稿を審査した場合において、必要があると認められるときは、広告主に修正を求めることができる。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に新宮市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は新宮市有料広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(審査委員会)

第8条 広告掲載の可否を審査するため、新宮市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の委員長は総務部長を、副委員長は企画政策部長を、委員は秘書課長、総務課長及び財政課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議等)

第9条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告内容等広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議は、委員長がその議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、秘書課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに全額納入しなければならない。
ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責め帰することのできない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかつた場合
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(広告主の責任)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容について一切の責任を負う。

2 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月1日告示第7号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成24年5月15日告示第52号)

この告示は、平成24年5月15日から施行する。

附 則(平成26年5月29日告示第36号)

この告示は、平成26年5月29日から施行する。

附 則(平成27年4月6日告示第31号)

この告示は、平成27年4月6日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第28-4号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(1) 広報広告掲載料金表

掲載期間		1月当たりの掲載料金	参考(1月当たりの割引率と割引額)	
①	1ヶ月～2ヶ月	15,750円 (31,500円)	割引なし	
②	3ヶ月～5ヶ月	12,600円 (25,200円)	20%	3,150円 (6,300円)
③	6ヶ月～12ヶ月	11,025円 (22,050円)	30%	4,725円 (9,450円)

※()の中の金額は1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合の料金

(2) ホームページ広告掲載料金

掲載期間		1月当たりの掲載料金	参考(1月当たりの割引率と割引額)	
①	1ヶ月～2ヶ月	10,500円	割引なし	
②	3ヶ月～5ヶ月	8,400円	20%	2,100円
③	6ヶ月～12ヶ月	7,350円	30%	3,150円

(3) 広報及びホームページ広告セット掲載料金((1)のカッコ内料金を除く)

掲載期間	1月当たりの掲載料金	参考((1月当たりの割引率と割引額)	
1ヶ月～2ヶ月	23,625円	表(1)①+表(2)①の10%	2,625円
3ヶ月～5ヶ月	18,900円	表(1)②+表(2)②の10%	2,100円
1ヶ月～2ヶ月	16,537円	表(1)③+表(2)③の10%	1,838円

※ 広告セット掲載料金は、(1)又は(2)を掲載中のどちらかに追加して掲載する場合は適用しない。

様式第1号(第6条関係)

新宮市有料広告掲載申込書

年 月 日

(あて先)

新宮市長

広告主(申込者)住所(所在地):

申込者(会社名等):

代 表 者 : ⑩

電 話 番 号 :

FAX番号 :

広報新宮及び新宮市のホームページに広告を掲載したいので、新宮市有料広告掲載要綱(平成19年4月1日施行)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告の種類 (1) 広報新宮 (2) ホームページ
※希望するものに○をつけてください。

2. 掲載希望期間(※1件につき12ヶ月以内)

- (1) 広報新宮 年 月号から 年 月号まで(ヶ月)
隣り合う2件を1広告として掲載希望(掲載希望の場合はを入れてください)
- (2) ホームページ 年 月 日から 年 月 日
(リンク先のアドレス)
-

3. 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として、 円を支払います。

4. 原稿 別添のとおり

5. 申込みにおける承諾事項

- (1) 新宮市有料広告掲載要綱及び新宮市ホームページ広告取扱い基準の規定を遵守します。
(2) 新宮市分の市税納付状況調査に承諾します。

※申込者の住所(所在地)が市外の場合は、直前の市区町村民税の納税証明書(法人の場合は法人市区町村民税)を添付してください。

様式第2号(第7条関係)

平成 年 月 日

(あて先 申請者)

新宮市長

新宮市有料広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次のとおり掲載することに決定しましたので、新宮市有料広告掲載要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

1. 広告の種類 (1)広報新宮 (2)新宮市ホームページ
2. 広告掲載期間
(1)広報新宮 年 月号から 年 月号まで(ヶ月)
(2)ホームページ 年 月 日から 年 月 日
3. 広告掲載場所
4. 広告掲載料 金 円
5. 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所で納付してください。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(あて先 申請者)

新宮市長

新宮市有料広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次の理由により掲載できないことに決定しましたので、新宮市有料広告掲載要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

1. 広告の種類
2. 不掲載の理由